

仕 様 書

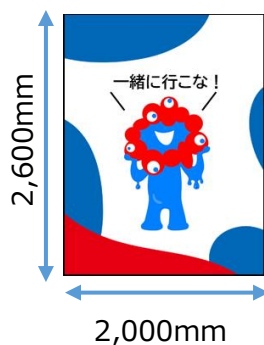
- 1 品名
「大阪・関西万博」広報用タペストリーほか2点
- 2 材質、形状・数量
別紙「「大阪・関西万博」広報用タペストリーほか2点 デザイン案」参照
- 3 印刷データ
・契約締結後、本市よりデータ（PDF等）を提供し、協議の上決定する。
- 4 校正
・デザイン・色校正および文字校正を1～2回程度までとする。（画像データでも可とする。）なお、誤植等がある場合はこれに限らない。
・成果物の印刷用データ（PDF等）を成果物納入時、合わせて提出すること。
- 5 納入場所
大阪市内の指定場所（最大3カ所）（詳細は別紙「「大阪・関西万博」広報用タペストリーほか2点デザイン案」参照）
- 6 納入期限
令和4年7月14日（木）まで
- 7 担当
万博推進局事業推進部事業推進課（担当：上田）
TEL：06-6690-7641
- 8 その他
 - （1） 応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。
 - （2） 質問受付期間経過後の疑義については、本市の解釈によるものとする。なお、細部については、事業担当者が指示するが、仕様書の記載のない事項で納入にあたって必要と認められる疑義が生じた場合は、事業担当者との協議のうえ決定すること。
 - （3） 契約締結後、速やかに事業担当者と印刷イメージの詳細について協議すること。
 - （4） 契約締結後、速やかに事業担当者へ単価のわかる内訳明細書を提出すること。
 - （5） 作成したデータの著作権及び成果品となった印刷物に係る一切の権限は、発注者に帰属するものとする。（ホームページ等への掲載や増刷等の場合に納入されたデータを使用することがある）
 - （6） 納入については事前に本市担当者と十分に打合せを行い、納入の際には大阪市グリーン配送実施要綱の規定に従うこと。
 - （7） 納入及び設置にかかる全ての費用は契約金額に含むものとする。
 - （8） 納入にあたって諸物品もしくは建造物等に破損、紛失などの損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合には、受注者において速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わないこととする。
 - （9） 納入に伴って発生した梱包材等は、受注者で持ち帰り、適切に処分すること。
 - （10） 成果物の設置にあたっては、転倒防止等安全対策を十分に施すこと。

「大阪・関西万博」 広報用タペストリーほか2点 デザイン案

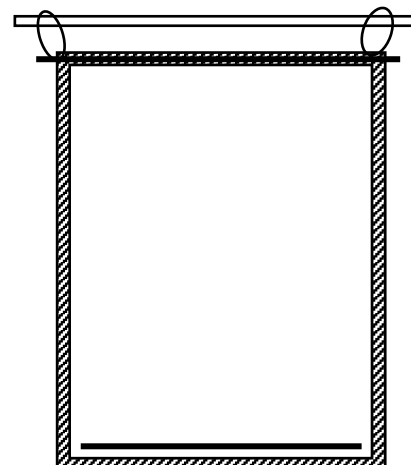
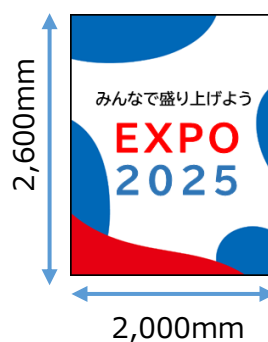
<タペストリーのデザイン案>

① 市役所本庁舎玄関ホール（屋内）用

（デザイン1）



（デザイン2）



（1）数 量：2枚

（2）素 材：ターポリン（防炎加工したもの）

（3）印刷方法：インクジェット（4色フルカラー）

（4）用途：大阪市役所本庁舎玄関ホールでの掲示

（5）納入場所：本市指定の場所1か所（大阪市内）に納品すること。詳細は契約締結後、担当者より指示する。

（6）備 考：・下部に重り（バー等）を付けて浮き上がりを防止すること。

・重りの重さは700～1000g程度、20～30mmφ程度のステンレスパイプとする。

・上部パイプは20～30mmφ程度、タペストリー上部に30～40mmφ程度の袋縫いにてパイプを差し込み、その上部より2点、取付け金具を設置し、吊り元バトンにワイヤーを通し、カラビナ等で固定するなど、落下防止措置をとること。

・紐は長さ500mm程度の綿ロープまたはワイヤー等とする。

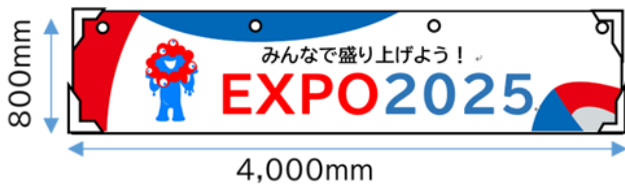
・4辺および穴部分に布端のほつれ防止等の処理を行うこと。

・職員による取付・撤去・再取付等が簡易にできるようにすること。

<取付イメージ図>



② 府庁舎本館玄関ホール（屋内）用



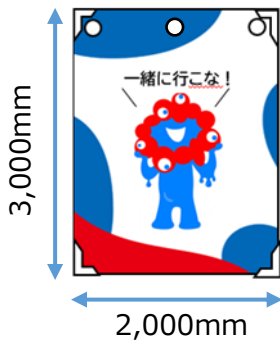
- (1) 数量：1枚
- (2) 素材：ターポリン（防炎加工したもの）
- (3) 印刷方法：インクジェット（4色フルカラー）
- (4) 用途：大阪府庁本館玄関ホール内、吹き抜け部分に掲示
- (5) 納入場所：本市指定の場所1か所（大阪市内）に納品すること。詳細は契約締結後、担当者より指示する。
（旗と同じ場所を想定）
- (6) 備考：
 - ・下部に重り（バー等）を付けて浮き上がりを防止すること。
 - ・重りの重さは700～1000g程度、20～30mmφ程度のステンレスパイプとする。
 - ・上部に4箇所、固定用の紐を通す穴を開けること。
 - ・穴部分は内径10～20mm程度の鳩目を使用すること。
 - ・4辺および穴部分に布端のほつれ防止等の処理を行うこと。
 - ・手すり（幅15cm程度）の逆側に注水スタンド等の重りを付け、壁に沿って手すり上部から吊り下げられるようにすること。当該重りについては、タペストリーが落ちることのない重りの重量（10～20kg）、数量を担当者と協議の上、事業者にて選定すること。重りのサイズは職員などの通行の妨げにならないサイズにすること。
 - ・紐は長さ1500mm程度の綿ロープまたはワイヤー等とする。
 - ・職員による取付・撤去・再取付等が簡易にできるようにすること。

<取付イメージ図>

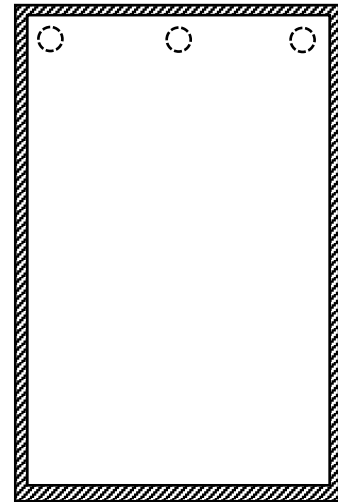
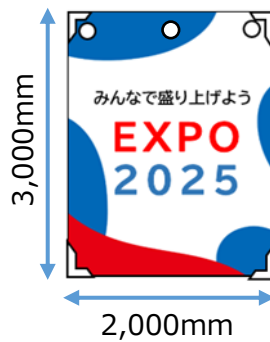


<旗のデザイン案>

(デザイン1)



(デザイン2)



- (1) 数量：2枚
- (2) 素材：トロマット（防炎加工したもの）
- (3) 印刷方法：片面昇華転写印刷（4色フルカラー）
- (4) 納入場所：本市指定の場所1か所（大阪市内）に納品すること。詳細は契約締結後、担当者より指示する。
(府庁舎本館玄関ホール用タペストリーと同じ場所を想定)
- (5) 備考：
 - ・ 上部に3箇所、固定用の紐を通す穴を開けること。
 - ・ 内径 10～20 mm程度の鳩目を使用すること。
 - ・ 4辺および穴部分に布端のほつれ防止等の処理を行うこと。
 - ・ 上下動可能なバトンに紐で固定できる仕様とすること。
 - ・ 紐は長さ 500 mm程度の綿ロープまたはワイヤー等とする。
 - ・ 職員による取付・撤去・再取付等が簡易にできるようにすること。

<取付イメージ図>

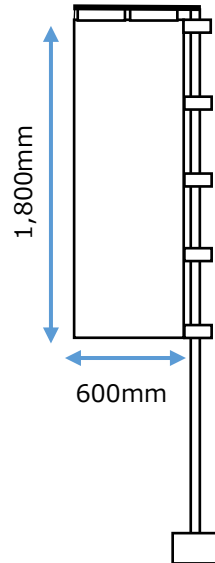


<のぼりのデザイン案>

① 右チチ



② 左チチ



- (1) 数量：旗×250枚、土台・ポール×50セット（バラでの納品も可）
（旗の向きについては右チチが125枚、左チチが125枚。）
- (2) 素材：（旗部分）テトロンポンジ（※消防法施工令第4条の3第4項で定める基準以上のものかつ、その旨の表示（防災表示）があるもの）
（ポール部分）スチール製のものを塩化ビニールコーティングしたもの（2段式で2400mm～3000mmまで伸縮可能なもの）
（スタンド部分）ポリプロピレン製の注水スタンド等
- (3) 印刷方法：片面昇華転写印刷（4色フルカラー）
- (4) 用途：イベント等屋外掲出や庁内等屋内での掲出
- (5) 納入場所：本市指定の場所（最大3か所・いずれも大阪市内）に納品すること。詳細は契約締結後、担当者より指示する。
- (6) 備考：野外イベント等での利用も想定しており、現地で組み立て可能であること。

<設置イメージ図>



公正な業務執行に関する特記仕様書

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(万博推進局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(万博推進局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又はコンプライアンス条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。

グリーン配送に係る特記仕様書

1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車を除く次の各号に定める自動車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

(1) 低公害車

ア 天然ガス自動車

イ 電気自動車

ウ ハイブリッド自動車

エ 車両総重量が3.5トンを超えるLPガス自動車

(2) ガソリン自動車

(3) LPガス自動車（ただし、第1号エに掲げるものを除く。）

(4) ディーゼル自動車

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境管理課あて行うこと。

ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

(1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車

(2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965